

令和4年第2回 隠岐広域連合議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和4年9月12日(月)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和4年9月12日(月) 9時30分宣告
4. 閉会(閉議) 令和4年9月12日(月) 15時21分宣告
5. 出席議員
 - 1番 金崎朝香
 - 2番 美濃芳樹
 - 3番 岡田智子
 - 4番 田中一隆
 - 5番 萬康
 - 6番 菊地政文
 - 7番 小島正春
 - 8番 池田賢治
 - 9番 石田茂春
 - 10番 石塚芳秀
 - 13番 安部大助
 - 14番 松新俊典
6. 欠席議員
 - 11番 吉田雅紀
 - 12番 福井竜夫
7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	池田高世偉	介護保険課長	藤野実
副広域連合長	大江和彦	隠岐島前病院事務部長	中尾清司
同	平木伴佳	隠岐病院副院長	齋藤英典
同	三島正司	同 事務部長	野津信吾
同	川崎康久	同 総務課長	山崎章
副広域連合長代理	濱田明博	同 経営課長	原幸一
代表監査委員	池田賢一	消防長	田中井和幸
事務局長	齋賀光成	消防次長	井上定彦
総務課長	和田哲也		
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名
議会事務局長 藤野則子 書記 高井美雪
9. 会議録署名議員
 - 8番 池田賢治
 - 9番 石田茂春
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - (1) 広域連合長提出議案の題目
 - 承認第3号 令和4年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について
 - 承認第4号 令和4年度隠岐病院事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について

認定第 1 号	令和 3 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	令和 3 年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号	令和 3 年度隠岐島前病院事業特別会計決算認定について
認定第 4 号	令和 3 年度隠岐病院事業特別会計決算認定について
認定第 5 号	令和 3 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について
報告第 2 号	令和 3 年度の公営企業に係る資金不足比率報告書
議第 2 0 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議第 2 1 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
議第 2 2 号	仁万の里利用者福利厚生基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
議第 2 3 号	令和 4 年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
議第 2 4 号	令和 4 年度 介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 2 5 号	令和 4 年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 2 6 号	令和 4 年度 消防事業特別会計補正予算（第 2 号）
13. 選挙の経過	なし
14. 議事の経過	次ページ以下会議録参照
15. 常任委員の選任	なし
16. 議会運営委員の選任	なし
17. 傍聴者	なし

議事の経過

○議長（松新 俊典）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

さて、9月6日に第3回議会定例会が招集されておりましたが、台風11号の接近に伴い、隠岐汽船が全便欠航になったため、流会となりました。本日は、改めて令和4年第2回議会臨時会が招集されたところであります。

新型コロナウイルス感染症は、隠岐島内でも6月後半以降、感染者の確認が連日続いており、皆さま方も日々不安を感じていることと存じます。

議員各位におかれましては、このような状況にもかかわらず、ご参集いただき誠にありがとうございます。この新型コロナウイルス感染症の一刻も早い収束を、切に願います。

さて、本議会臨時会には、承認案件2件、認定案件5件、報告案件1件、条例案件3件、補正予算案件4件を含めた15案件の上程が予定されております。

議員各位の慎重審議をいただきまして、適切なご決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願いし挨拶といたします。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、令和4年第2回隠岐広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、先ほど報告のとおり、出席12名、欠席2名でございます。11番「吉田議員」、12番「福井議員」が所用のため欠席であります。

ただちに、本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時34分)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、「8番・池田賢治」議員、「9番・石田茂春」議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

日程第2. 「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日9月12日、1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日、9月12日、1日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

日程第3. 「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙1「諸般の報告書」を参照いたします。

日程第4. 議案上程

日程第4. 「議案上程」の件を議題といたします。

承認第3号令和4年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分についてから、議第26号令和4年度消防事業特別会計補正予算(第2号)までの15案件を一括して議題といたします。

只今議題となりました、15案件につきまして、提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 番外 池田広域連合長

令和4年第2回隠岐広域連合議会臨時会の開会にあたりまして、提案理由をご説明申し上げます前に、一言ご挨拶を申し上げます。

今月6日に開会が予定されておりました第3回議会定例会につきましては、ご案内のと

おり、台風 11 号の影響により流会となりましたことから、本日、改めて第 2 回議会臨時会を招集させていただきました。議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

心配をしておりました台風 11 号ですが、隠岐圏域においては、高潮による浸水被害があったものの大きな被害の発生もなく安堵しているところではありますが、沖縄、九州地方を中心に多数の被害が発生したところであり、被災された皆様にはお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものでございます。

本年 8 月には東北地方を中心に全国各地で大雨による住宅の浸水等の被害が発生するなど、近年多く発生している自然災害に危惧しているところではありますが、台風の発生する時期になって参りましたので、災害発生に備えた防災・減災対策に万全を尽くす所存でございます。

また、ウクライナ侵攻や新型コロナウイルスといった世界の混乱に加え、日米の金融政策の違いが招いた円安から、生活必需品を中心に、嘗てない物価上昇が続いており、住民生活や経済活動にも大きな影響を及ぼしていることはご承知のとおりでございます。隠岐圏域においても、効果的な経済対策が喫緊の課題となっているところでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、6 月後半から隠岐圏域でも多数の患者発生が続いており、隠岐病院及び隠岐島前病院をはじめ圏域内の医療機関では、感染症外来や自宅療養者の健康観察等に対応しているところではありますが、本人の感染のみならず濃厚接触や感染した親族の看護等のために職場を休まなければならない状況も発生しており、病院や消防をはじめ圏域内の各事業所においては、従事者不足により業務への影響がでていっているところでございます。国においては、濃厚接触者の自宅待機期間の短縮や、全数把握の見直しの検討が行われており、国及び島根県の方針に基づき適切に対応していく所存でございます。

隠岐広域連合といたしましても、島民の皆様の命と健康、地域社会を維持していくため、関係機関と一丸となって役割を果たして参る所存でございますので、議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本議会提案の諸議案につきまして慎重審議をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、今定例会に提案させていただきました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

承認第 3 号「令和 4 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について」ご説明申し上げます。

本年 6 月以降、隠岐圏域においても新型コロナウイルス感染症が急拡大していることから、島根県新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金を財源として検査機器等を購入し、医療提供体制の充実を図るものであります。

補正予算第 3 条において、POCT 用遺伝子検査装置及びクリーンパーテーションの購

入に伴い建設改良費を増額させていただき、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、承認第 4 号「令和 4 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について」ご説明申し上げます。

隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 1 号）と同様、島根県新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金を財源として検査機器等を購入し、医療提供体制の充実を図るものであります。

補正予算第 3 条において、個人防護具等の購入に伴う材料費の増額、補正予算第 4 条において P O C T 用遺伝子検査装置及び簡易隔離ユニットの購入に伴い建設改良費を増額させていただき、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に認定第 1 号「令和 3 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第 5 号「令和 3 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。令和 3 年度の各会計の決算審査については、監査委員の審査が終了いたしましたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の「意見書」を付けて、議会の認定に付するものであります。

認定第 1 号「令和 3 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、5 億 2,282 万 2,165 円で、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金のほか、仁万の里派遣職員人件費負担金及びフェリーおき指定管理納付金を含む諸収入が主なものであります。

歳出総額は、5 億 1,702 万 6,927 円となり、総務費において、人件費、レインボージェット指定管理料、民生費において、低所得者介護保険料軽減事業費、公債費において、仁万の里施設整備費償還金が主なものであります。

従いまして、歳入歳出差引残額は、579 万 5,238 円であります。

次に、認定第 2 号「令和 3 年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、34 億 3,568 万 1,187 円で、概ね予算どおりの執行となりました。保険料は、第 1 号被保険者の保険料で、5 億 8,327 万 8,764 円の収入となり、決算時点での現年度分収納率は 99.5%となっております。今後も、未収金を減らすよう努力いたします。

また、第 2 号被保険者の保険料は、支払基金から交付を受けており、8 億 5,332 万 2,000 円となっております。その他の歳入の主なものは、分担金及び負担金、国・県支出金、繰入金及び繰越金等であります。

歳出総額は、33 億 6,297 万 6,443 円で、そのほとんどが保険給付費の 29 億 9,375 万

686 円であり、前年度給付額に対して 0.9%の増加となっております。

従いまして、歳入歳出差引残額は 7,270 万 4,744 円であります。

次に、認定第 3 号「令和 3 年度隠岐島前病院事業特別会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。病院事業収益は、予算額に対し 2,098 万 573 円の増収となり、9 億 751 万 5,573 円、病院事業費用は、9 億 6,325 万 3,131 円の決算となり、収支差引 5,573 万 7,558 円の純損失となる決算であります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。資本的支出につきましては、1 億 1,197 万 8,003 円の決算となっており、建設改良費、企業債償還金及び投資であります。建設改良費の内容は、施設整備として温水器更新事業を実施したほか、医療機器等 6 品目を整備いたしました。これらの財源は、企業債、一般会計からの出資金等で 8,830 万 4,000 円となっており、収入支出差引 2,367 万 4,003 円については、過年度分内部留保資金にて補てんを行うものであります。

続きまして、損益計算書についてご説明申し上げます。

医業損失は、2 億 6,027 万 9,182 円となり、医業外利益を合わせた経常利益は、1,626 万 6,442 円となりました。また、令和 2 年度決算に基づく構成団体負担金の精算金として、特別損失 7,200 万 4,000 円を計上しております。

従いまして、令和 3 年度の決算は 5,573 万 7,558 円の純損失となり、当年度未処理欠損金として 3 億 7,934 万 9,279 円を計上することとなりました。

次に、認定第 4 号「令和 3 年度隠岐病院事業特別会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。病院事業収益は、予算額に対し 2 億 158 万 3,321 円の増収となり、35 億 9,874 万 7,321 円、病院事業費用は、35 億 7,500 万 1,232 円の決算となり、収支差引 2,374 万 6,089 円の純利益となる決算であります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。資本的支出につきましては、2 億 7,960 万 293 円の決算となっており、内容につきましては、建設改良費で病棟再編工事設計業務委託、無停電電源装置、直流電源装置更新工事等の施設整備、公用車の購入のほか、医療機器 24 品目の整備と、企業債償還金及び医学生、医療技術学生修学資金が主なものであります。これらの財源は企業債、補助金及び一般会計からの出資金等で 2 億 7,671 万 4,000 円となっており、収入支出差引 288 万 6,293 円につきましては、過年度分内部留保資金にて補てんを行うものでございます。

続きまして、損益計算書についてご説明いたします。医業損失は、9 億 4,084 万 2,621 円となり、医業外利益を合わせた経常利益は、2 億 3,702 万 3,008 円となりました。また、令和 2 年度決算に基づく、構成団体負担金の精算等により、特別損失 2 億 1,327 万 6,919 円を計上しております。

従いまして、令和3年度の決算は2,374万6,089円の純利益となり、当年度未処理欠損金として40億5,353万4,983円を計上することとなりました。

次に、認定第5号「令和3年度消防事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、6億4,517万6,846円で、分担金及び負担金、繰越金及び諸収入が主なものであります。

歳出総額は、6億3,877万5,599円で、総務費において、人件費、消防救急デジタル無線設備、通信指令システムの保守委託料及び通信指令システムサーバー等更新費、事業費において、消防ポンプ自動車購入費が主なものであります。また、翌年度に繰り越す事業といたしまして、出動表示灯修繕事業が63万8,000円となっております。

従いまして、歳入歳出差引残額は640万1,247円であります。

次に、報告第3号「令和3年度の公営企業に係る資金不足比率報告書」についてご説明申し上げます。

隠岐島前病院事業特別会計及び隠岐病院事業特別会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査が終了いたしましたので、監査委員の「意見書」をつけて議会に報告をするものであります。

次に、議第20号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、男性職員の育児参加や非常勤職員を含めた職員が育児休業等を取得しやすい環境を整備するため、一部改正するものであります。施行日は、令和4年10月1日といたしております。

次に、議第21号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

特別診療手当の特例として、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種業務に従事した職員に、手当を支給するための規定を附則に追加するものであります。施行日は、公布の日とし、適用日は令和3年4月1日といたしております。

次に議第22号「仁万の里利用者福利厚生基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」についてご説明申し上げます。

基金残高がなくなり、基金の設置目的を果たしたため、条例を廃止するものであります。施行日は、公布の日といたしております。

次に議第23号「令和4年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、超高速船「レインボージェット」の指定管理料について前年度精算に伴う減と本年度修繕費の増額に伴う増の差し引きによる減額が主なものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金の減額と繰越金の増額が主なものであります。従いまして、歳入歳出それぞれ 3,054 万円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ 4 億 8,475 万 8,000 円とするものであります。

次に、議第 24 号「令和 4 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、諸支出金において、令和 3 年度決算額の確定による、国・県及び町村への返還金の増額が主なものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、繰越金を増額し、繰入金を減額するものであります。従いまして、歳入歳出それぞれ 6,898 万 6,000 円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 34 億 7,387 万 8,000 円とするものであります。

次に、議第 25 号「令和 4 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。議案書 23 ページをお願いいたします。

補正予算第 2 条は、収益的収入及び支出を補正するものであり、医業費用において、医師及び看護師の確保に対応するため、医療従事者用住宅の借り上げに係る経費を増額するものであります。

次に、議第 26 号「令和 4 年度消防事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、令和 5 年度新規採用者貸与品の購入、電気料金高騰に伴う光熱水費の増等に伴い、需用費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を減額し、繰越金を増額するものであります。従いまして、歳入歳出それぞれ 391 万 7,000 円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ 6 億 648 万 5,000 円とするものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終らせていただきます。

○議長（松新 俊典）

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 5. 監査委員報告

日程第 5.「令和 3 年度各会計決算審査報告」及び「令和 3 年度の公営企業に係る資金不足比率報告」を行います。池田代表監査委員から令和 3 年度各会計決算審査報告及び令和 3 年度の公営企業に係る資金不足比率報告を求めます。

○番外（池田代表監査委員）

おはようございます。監査委員の池田です。よろしく申し上げます。

それでは、令和 3 年度各決算及び各基金の運用状況並びに令和 3 年度の公営企業に係る資金不足比率についてご報告いたします。

はじめに、令和 3 年度一般会計、特別会計、及び公営企業会計の決算審査を実施いたし

ましたので、その結果及び意見についてご報告いたします。

決算審査は令和4年7月26日から29日、8月2日の5日間をかけて、広域連合長から提出された、令和3年度の5会計の決算と基金の運用状況について、地方自治法第199条及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、各会計歳入歳出決算及び証拠書類、その他政令で定める書類、並びに地方自治法第241条第5項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査をいたしました。

審査の手続きといたしまして、一般会計、介護保険事業特別会計、消防事業特別会計、各基金の運用状況を示す書類につきましては、広域連合長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び各基金の運用状況を示す書類について関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施いたしました。

隠岐島前病院事業特別会計、隠岐病院事業特別会計につきましては、広域連合長から提出された決算書類、及び決算付属書類について、法令及び会計規定は遵守されているか、会計記録について真実性の原則が守られているか、資本取引と損益取引は明確に区分されているか、明瞭性の原則が守られているか、会計処理の基準及び手続について継続性が守られているか、等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、誤りのないものと認めました。

隠岐島前病院事業特別会計、隠岐病院事業特別会計ともに審査に付された決算書類、決算付属書類は、法令に定められたすべての書類が具備されており、正規の簿記の原則に基づき会計帳簿が作成されており、決算書類の計数は正確であり、関係諸帳簿と一致しておりました。貸借対照表の年度末現在の財政状況においても適正に表示されておりました。

次に決算審査における指摘事項について申し上げます。

全体を通してですが、コロナ禍等、社会情勢を踏まえ適正な時期に、適正な予算執行をお願いするものであります。各会計につきましては、指摘事項一覧の通りでございます。

以上で、令和3年度各会計の決算審査の報告といたします。

次に、公営企業に係る資金不足比率についてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和3年度の公営企業に係る資金不足比率の審査を実施いたしましたのでご報告いたします。

広域連合長から提出された、隠岐病院及び隠岐島前病院の資金不足比率については、財政指標の計算数値の適格性について、損益計算書・貸借対照表と数値照合を行い、両病院とも資金不足はないものと認められました。

以上を持ちまして、決算審査及び令和3年度の公営企業に係る資金不足比率についての報告を終わります。

○議長（松新 俊典）

以上で、令和3年度各会計決算審査報告及び令和3年度の公営企業に係る資金不足比率報告を終わります。

このあと質疑を行います。一旦休憩といたしまして、10時半まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10時12分）

会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 10時29分）

日程第6. 質疑

日程第6. これより「質疑」を行います。

認定第1号「令和3年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第5号「令和3年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの5案件以外について質疑を行います。

最初に、承認第3号「令和4年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、承認第3号の質疑を終わります。

次に、承認第4号「令和4年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、承認第4号の質疑を終わります。

次に、議第20号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、議第20号の質疑を終わります。

次に、議第 21 号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第 21 号の質疑を終わります。

次に、議第 22 号「仁万の里利用者福利厚生基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

○8 番 (池田 賢治)

仁万の里の基金の廃止条例の件ですけど、この前の全員協議会の時にいただいておりました、資料 4 の 17 ページに、基金の原資として平成 23 年 10 月に仁万の里の利用者の保護者から福利厚生事業に活用して欲しいということで 50 万円の寄付行為があったと。その意向に沿って基金を設置したわけですけども、今日いただいた監査の審査意見書 3 ページに、令和 3 年度の広域連合基金の明細はありますけども、仁万の里利用者福利厚生基金として 543,498 円を全額取り崩して一般会計に繰り入れるということで、ということは平成 23 年 10 月に施設利用者の方が 50 万円寄附して、それ以降に 43,498 円何かそういう寄付の行為があったということですか。500 万円ですか。勘違いでした。それで残りの 543,498 円を全部取り崩すということですけども、今後保護者の方からは、基金というか施設利用者の福利厚生事業という寄附というものが見込みづらいので廃止するというところで理解したらいいわけですかね。

○番外 (齋賀事務局長)

この平成 23 年度につきましては、500 万という大変多額の寄付金をいただきました。これまで実績としてこれだけ多額の寄附金はありませんで、大体少額のものであれば物品等もございますし、その年度内で処理をしているような状況でございましたので、今後、そういった少額のもは年度内処理で、もし高額になればそのとき改めて運営事業者である博愛様と協議をしながら、どのような取り扱いにするかというのは決めていきたいなど考えておりました、現時点で今回残額はゼロになりましたので、この条例については廃止ということにさせていただきたいと考えております。

○議長 (松新 俊典)

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第 22 号の質疑を終わります。

次に、議第 23 号「令和 4 年度隠岐広域連合一般会計補正予算 (第 2 号)」について質疑

を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第 23 号の質疑を終わります。

次に議第 24 号「令和 4 年度介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第 24 号の質疑を終わります。

次に議第 25 号「令和 4 年度隠岐病院事業特別会計補正予算 (第 3 号)」について質疑を行います。

執行部より、本日配布した資料について詳細説明の申し出がありましたので、これを許します。

○番外 (原隠岐病院経営課長)

それでは、8 月 30 日、議会全員協議会において池田議員より要望のありました、隠岐病院の宿舎等の利用状況についてという資料を作りましたので、見ていただきたいと思えます。

隠岐病院の宿舎の状況ですが、まず資料の上段にあります、隠岐病院の宿舎 (隠岐病院が財産として管理している宿舎) が以下の通りとなっております。田井、日記、池田、船原、最後に看護師集合宿舎という 5 つで 24 戸、24 人入れるようなものでございます。それに加えまして下段で、民間等の借上アパート、こちらの方は 14 戸現状では借りているような状況で、今回隠岐の島町の集合住宅 5 戸、それから下段のシャトーノールというアパート一戸を補正予算にて計上しているというような状況です。

派遣看護師については、今現在 12 名派遣看護師を採用しておりまして、8 月の時点での産休の正規職員看護師ですが、10 名おります。それに加えてコロナ感染の濃厚接触者であるとか、家族であるとか、そういったのが影響して出勤をしていないような、できないような職員も混ざっておりまして、なかなか厳しい運営状況になっているような状況でございます。説明は以上です。

○議長 (松新 俊典)

議第 20 号の質疑とあわせて今原経営課長の宿舎の配付資料等を含めて、質疑はございませんか。

○8 番 (池田 賢治)

宿舎についての利用状況で説明をいただきましたけども、予算に関する説明書の 11 ペ

ージを医療従事者住宅借り上げ料 6 室になっていますけど、この 6 室はこの資料でいくと、どれとどれになるわけですか。

○番外（野津隠岐病院事務部長）

本日配付をさせていただきました資料の中で、隠岐の島町集合住宅 5 戸と、シャトーノール 1 戸、これを合わせたもので、6 戸ということでございます。以上です。

○議長（松新 俊典）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、議第 25 号の質疑を終わります。

次に議第 26 号「令和 4 年度消防事業特別会計補正予算（第 2 号）」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、議第 26 号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

日程第 7. 議案の委員会付託

日程第 7. 「議案の委員会付託」の件について、議題といたします。

本日提出されました議案の認定第 1 号「令和 3 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第 5 号「令和 3 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの 5 案件を常任委員会の審査に付することを議題といたします。

お諮りします。

本案は、お手元に配布の別紙 2 「常任委員会議案付託一覧表」のとおり、各常任委員会に付託することにしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

従って、認定第 1 号から認定第 5 号までの 5 案件は、「常任委員会議案付託一覧表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから休憩といたします。午後は 13 時からといたします。

（本会議休憩宣告 10 時 45 分）

会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 15 時 05 分）

日程第 8. 委員長報告

日程第8. 「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した、認定第1号「令和3年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第5号「令和3年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの5案件を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件につきまして、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務消防常任委員長「6番・菊地政文」議員。

○6番（菊地 政文）

総務消防常任委員会の報告をいたします。

今臨時会で付託されました認定第1号「令和3年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定」、認定第5号「令和3年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定」についての2案件について、審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、会期中の9月12日に開催し、慎重に審議を行いました。審議の結果、全ての案件について全会一致で「認定すべし」としたところであります。

付議事件の審査の中で、特に議論の多かった意見等は次のとおりです。

①一般会計においては、隠岐航路の後継船について、隠岐航路の現状及び収支シミュレーション等の調査結果を検討し、隠岐汽船㈱と十分に協議していくよう指摘しました。

②消防会計においては、新型コロナウイルス感染症や災害対応も含め、人員不足時における今後の隠岐消防の人員体制について、潜在資格者の活用など、今後検討するよう提案しました。

③消防会計の「Net119」緊急通報システムについて、活用が図れるよう、住民への周知方法について検討するよう要望しました。

以上報告いたします。令和4年9月12日、総務消防常任委員会委員長、菊地政文。

○議長（松新 俊典）

次に、医療介護常任委員長「9番・石田茂春」議員。

○9番（石田 茂春）

それでは医療介護常任委員会の委員長報告を行います。「隠岐広域連合議会議長、松新俊典様」。

当委員会は、今臨時会で付託されました認定第2号「令和3年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「令和3年度隠岐島前病院事業特別会計決算認定について」、認定第4号「令和3年度隠岐病院事業特別会計決算認定について」の3案件について、審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、本日開催し、慎重審議を行いました。審議の結果、全ての案件について全会一致で「認定すべし」としたところであります。

審査の中で、特に議論の多かった意見等を報告いたします。

まず初めに、介護保険事業会計については、未収金の回収に、今後も引き続き努力するよう要望します。

次に、病院事業会計については、医療従事者の負担軽減を図るため、さらなる確保について、町村と連携して、取り組むように要望します。

次に、隠岐病院事業会計については、未収金の回収に今後も引き続き努力するよう要望します。

最後に、隠岐病院経営改革については、取り組みを継続し、成果を上げるよう要望しておきます。以上、報告を終わります。

令和4年9月12日、医療介護常任委員会委員長、石田です。

○議長（松新 俊典）

以上で「委員長報告」を終わります。

日程第9. 討論

日程第9. これより「討論」を行います。

承認第3号「令和4年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」から、議第26号「令和4年度消防事業特別会計補正予算（第2号）」までの15案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日程第10. 採決

日程第10. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、承認第3号「令和4年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第1号）」の専決処分についてから、承認第4号「令和4年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第2号）」の専決処分について」までの2案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、承認第3号「令和4年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第1号）」の専決処分についてから、承認第4号「令和4年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第2号）」の専決処分について」までの2案件については、原案のとおり承認されました。

次に、認定第1号「令和3年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第5号「令和3年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの5案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって認定第1号「令和3年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第5号「令和3年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの5案件については原案のとおり認定されました。

次に、議第20号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」から、議第22号「仁万の里利用者福利厚生基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」までの3案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第20号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」から、議第22号「仁万の里利用者福利厚生基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」までの3案件については原案のとおり可決されました。

次に、議第23号「令和4年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第2号)」から、議第26号「令和4年度消防事業特別会計補正予算(第2号)」までの4案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって議第23号「令和4年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第2号)」から、議第26号「令和4年度消防事業特別会計補正予算(第2号)」までの4案件については原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終わります。

以上をもって、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告15時19分)

○ 番外 池田広域連合長

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会には、隠岐島前病院事業特別会計補正予算専決処分の承認案件をはじめ、各会計決算認定案件、報告案件、条例案件及び各会計補正予算案件の15議案を上程させてい

ただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

まだまだコロナ対策、アフターコロナ対策は難しい局面もあろうかとは存じますが、改めまして、議会、広域連合一丸となって、一緒に日々の難局に取り組んでいただきますよう切にお願いを申し上げます。この後、各構成団体議会が始まりますが、松新議長様はじめ、議員の皆様方の益々のご隆盛をご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（松新 俊典）

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げます。と思います。

これから構成団体の定例会も始まります。残暑厳しい折ですが、議員各位、執行部の皆さまにおかれましては、健康に十分留意され、益々のご活躍を祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

本日はこれをもって散会し、令和4年第2回隠岐広域連合臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（本会議閉会宣告 15時21分）